

令和5年度高校生雲南省派遣業務委託 仕様書

1 業務名称

令和5年度高校生雲南省派遣業務委託

2 目的

本県の高校生を雲南省に派遣し、現地の高校生との交流や世界遺産等の視察を行うことにより、本県と雲南省との交流を促進すること等を目的とする。

3 実施期間及び人数

(1) 実施期間

令和5年10月17日(火)～10月24日(火)

(2) 人数

高校生8名、引率者3名

4 業務内容(行程表及び経費項目は別紙のとおり)

(1) 国内移動の手配に関すること(公共交通機関利用)

月日(予定)	区間	特記事項	乗車人数
10月17日(火)	盛岡駅→成田空港	盛岡駅から東京駅間ははやぶさ利用。航空便に合わせて手配すること。	高校生8名 大人3名
10月24日(火)	成田空港→盛岡駅	東京駅から盛岡駅間ははやぶさ利用。利用する航空便に合わせて手配すること。	同上

(2) 航空券の手配に関すること(空港施設利用料、燃油サーチャージ、航空保険料込み)

月日(予定)	区間	乗車人数
10月17日(火)	成田空港→昆明長水国際空港(MU9608)	高校生8名 大人3名
10月24日(火)	昆明長水国際空港→成田空港(MU9607)	同上

(3) 食事の手配に関すること(一人当たりの食事代については別途指定)

月日(予定)	内容	乗車人数
10月17日(火)	昼食	高校生8名 大人3名
10月24日(火)	夕食	同上

(4) 記念品の手配に関すること

- ・ 雲南省訪問先への記念品の手配・購入(品目については、県と協議して決定すること。)

(5) 諸雑費の支出に関すること

- ア 渡航先で利用する携帯電話及びWi-Fi レンタル料及び利用料
- イ 抗原検査キット

ウ ビザ申請に係る手配

- ビザ申請にあたっては渡航者全員が在札幌中華人民共和国総領事館（札幌市）へ出向く必要があること。札幌一泊二日の行程で、4名×2回、3名×1回の3班でそれぞれ別日程での申請を想定（日程未定）。

月日（未定）	内容	区間等	人数等	
9・10月のうち、それぞれ異なる3日程	空港アクセスバス	盛岡駅～花巻空港（往復）	高校生8名 大人3名	
	航空券	花巻空港⇄新千歳空港（往復） ※花巻→新千歳は札幌に午後に到着する便を想定。 ※新千歳→花巻は最終便を想定。	同上	
	市内移動（公共交通）	新千歳空港⇄札幌市内（往復）	同上	
	市内移動（タクシー）	札幌市内⇄総領事館（往復）	最大4名×3回	
	食事	夕食（札幌1日、指定額）		高校生8名 大人3名
		昼食（札幌2日目、指定額）		同上
	宿泊（1泊朝食付）	札幌市内、シングル利用	同上	
	ビザ申請手数料	（指定額）	11名	
	ビザ郵送料	（指定額）	3回	

(6) 共通事項

交通機関の利用便、宿泊施設、食事会場等については、県と協議の上決定するものとする。

(7) 報告書の作成

業務実施状況を取りまとめた報告書を作成し、令和5年11月30日（木）までに県に提出すること。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対してあらかじめ文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、そ

の詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。